

京都市告示第101号

生活保護法第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による介護扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第4号に規定する介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防・日常生活支援若しくは介護予防ケアマネジメントに基づくプラン又は施設介護を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成30年5月15日

京都市長 門川大作

介護機関指定

サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
通所介護	デイサービスすばる大宅	山科区大宅烏田町10番地	平成30年4月1日
総合事業 通所型サービス	デイサービスすばる大宅	山科区大宅烏田町10番地	平成30年4月1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)